

令和 8 年 6 月 能代市議会定例会議案目録

議案番号	題 目	備 考
4 6	能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	
4 7	能代市印鑑条例の一部改正について	
4 8	能代市介護保険条例の一部改正について	
4 9	文化会館自家発電設備等改修工事の請負契約の変更について	
5 0	あらたに生じた土地の確認について	
5 1	字の区域の変更について	
5 2	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
5 3	能代市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	
5 4	能代河畔公園水と階段の広場改修工事の請負契約について	
5 5	令和 8 年度能代市一般会計補正予算	
5 6	令和 8 年度能代市鶴形財産区特別会計補正予算	
5 7	令和 8 年度能代市国民健康保険特別会計補正予算	
5 8	令和 8 年度能代市介護保険特別会計補正予算	

議案第 46 号

能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

能代市長 鍋 谷 暁

能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年能代市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 2 の項を削り、3 の項を 2 の項とし、4 の項から 8 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 2 中 2 の項を削り、3 の項を 2 の項とし、同表 4 の項中「児童福祉法による児童」を「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による児童」に、「介護保険給付等関係情報」を「介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」に改め、同項を同表 3 の項とし、同表 5 の項中「4 の項」を「3 の項」に改め、同項を同表 4 の項とし、同表 6 の項を同表 5 の項とし、同表 7 の項中「6 の項及び 7 の項」を「5 の項及び 6 の項」に改め、同項を同表 6 の項とし、同表 8 の項を同表 7 の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

外国人に対する生活保護の措置事務について、準法定事務として個人番号の利用

が可能となるため、独自利用事務から削除しようとするものである。

議案第 47 号

能代市印鑑条例の一部改正について

能代市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

能代市長 鍋 谷 暁

能代市印鑑条例の一部を改正する条例

能代市印鑑条例（平成 18 年能代市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。
第 18 条を次のように改める。

（多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付申請等）

第 18 条 前 2 条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と通信回線で接続された端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）又は利用者操作用端末機（本市が設置する端末機で、証明書等の交付を申請する機能を有するものをいう。）に次の各号のいずれかに該当するものを使用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

（１） 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）

（２） 公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備をいう。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付申請方法に、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を使用する方法を追加しようとするものである。

議案第 48 号

能代市介護保険条例の一部改正について

能代市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

能代市長 鍋 谷 暁

能代市介護保険条例の一部を改正する条例

能代市介護保険条例（平成 18 年能代市条例第 192 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 3 項を加える。

（令和 8 年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

24 第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和 7 年度及び令和 8 年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第 25 条及び前 2 項の規定により令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（第 2 条第 1 項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第 25 条及び前 2 項の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第 25 条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料を減免する。

25 前項の規定による減免後の令和 8 年度分の保険料の額は、令附則第 25 条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

26 附則第 24 項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由

令和８年度の保険料率の算定特例により、市民税非課税の範囲内で就労調整を行った者の保険料が意図せず増額となるため、保険料の減免に関する８年度限りの特例を設けようとするものである。

議案第 49 号

文化会館自家発電設備等改修工事の請負契約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び能代市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年能代市条例第 41 号）第 2 条の規定により、次のとおり変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

能代市長 鍋 谷 暁

- 1 工 事 名 文化会館自家発電設備等改修工事
- 2 契 約 金 額 276,752,300 円
- 3 契約の相手方 能代市字後谷地 7 番地 4
ユアテック・保坂電気工事・石井電気工事特定建設工事
共同企業体
代表者 株式会社 ユアテック 能代営業所
所長 藤 井 博 子
- 4 工 事 場 所 能代市文化会館

提案理由

文化会館自家発電設備等改修工事の請負契約について、設計の変更が生じたことから契約の変更をしようとするものである。

議案第 50 号

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、能代市の区域内のあらたに生じた土地を別紙のとおり確認することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

能代市長 鍋 谷 暁

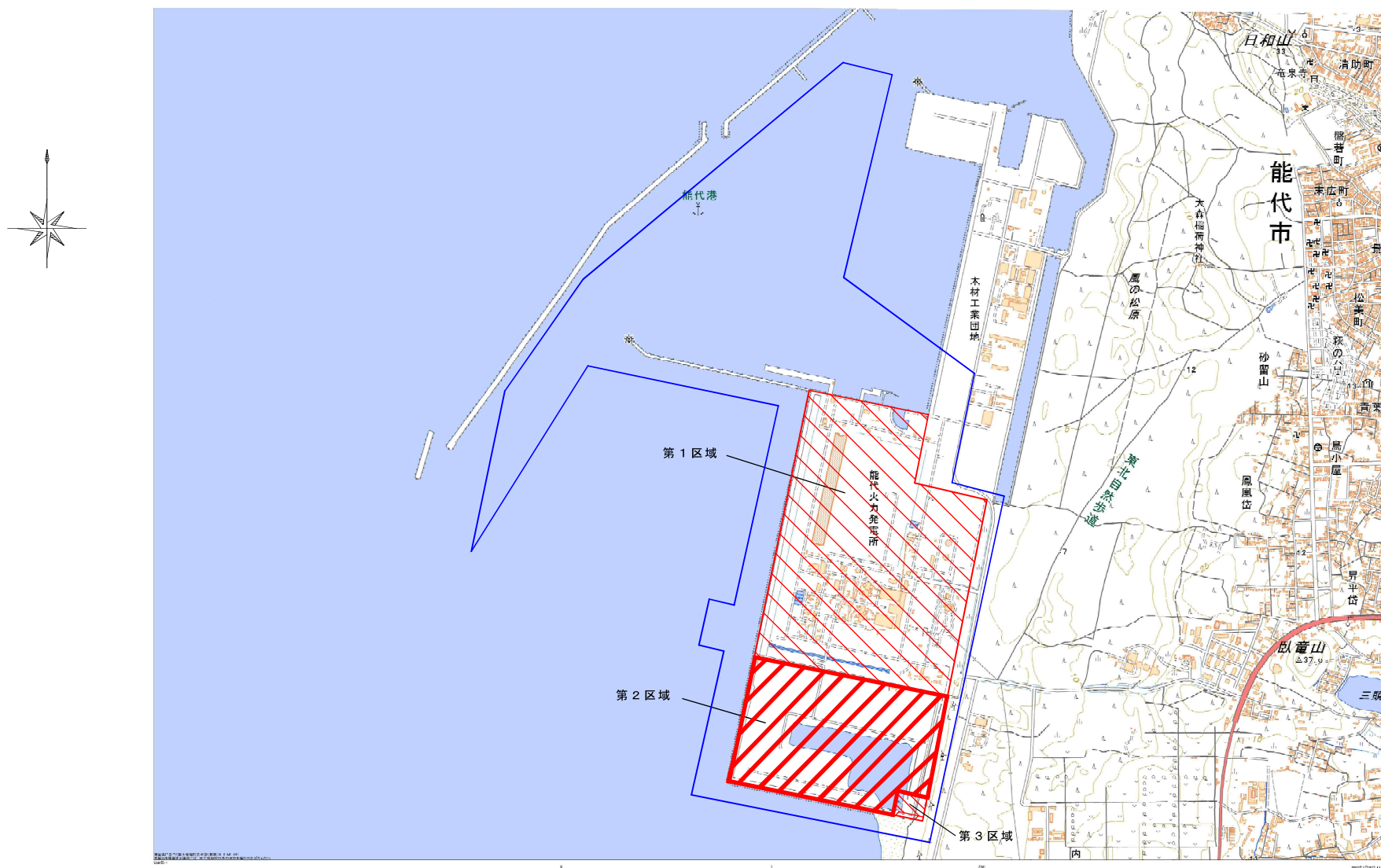
提案理由

秋田県が行った公有水面の埋立ての竣功認可に伴い、あらたに生じた土地を確認しようとするものである。

あらたに生じた土地の確認調書	
区 域	面 積
能代市河戸川字西山下 5 番の 1 に至る地先の公有水面埋立地	5 0 0 , 4 1 6 . 9 5 m ²

公有水面埋立地の平面図 $S=1:20,000$

参考



(対象区域：第2区域)

凡 例	
埋立区域	
埋立てに関する工事の 施行区域	

路線名		工事 番号
河川名		能 代 港
箇所名		能代市 能代港
工事名		
一般平面図		縮 尺 1:20000
照査	設計	図面 番号
秋 田 県		

議案第 5 1 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、能代市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

能代市長 鍋 谷 暁

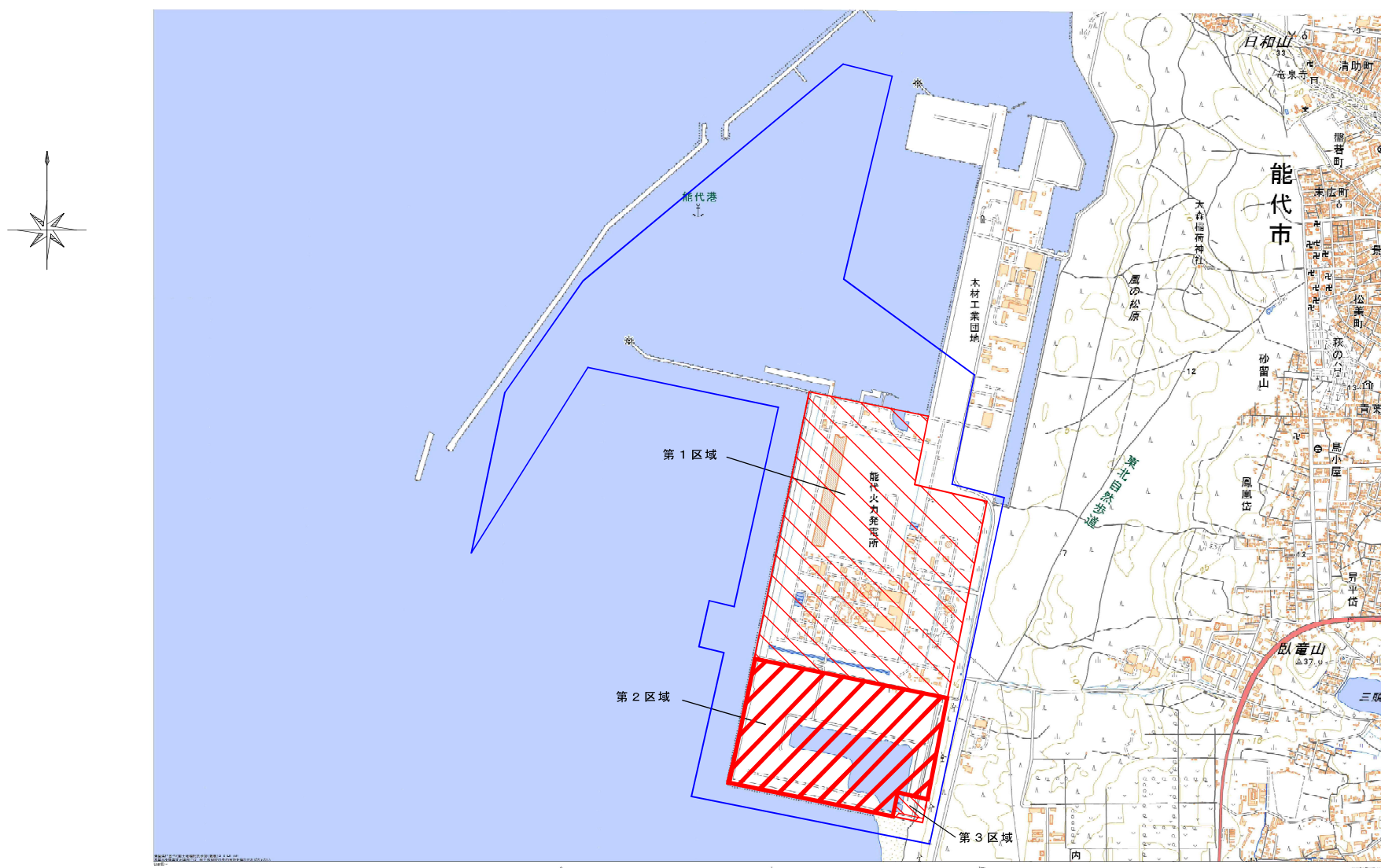
提案理由

秋田県が行った公有水面の埋立てによりあらたに生じた土地の区域について、字の区域を変更しようとするものである。

字の区域の変更調書	
変 更 前 の 字 の 区 域	変更後の字の区域
能代市河戸川字西山下 5 番の 1 に至る地先の公有 水面埋立地	能代市河戸川字西山下

公有水面埋立地の平面図 $S=1:20,000$

参考



(対象区域：第2区域)

凡 例	
埋立区域	
埋立てに関する工事の 施行区域	

路線名	工事番号
河川名	能 代 港
箇所名	能代市 能代港
工事名	
一般平面図	
縮尺	1:20000
照査	設計
図面番号	
秋 田 県	

議案第 5 2 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

能代市長 鍋 谷 暁

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 8 年能代市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

保健センター運営委員会委員	日額	5, 7 0 0 円
---------------	----	------------

を

」

「

保健センター運営委員会委員	日額	5, 7 0 0 円
鳥獣被害対策実施隊員	日額	2 0, 0 0 0 円以内において市長が定める額

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由

鳥獣被害対策実施隊員の報酬の額を定めようとするものである。

議案第 53 号

能代市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

能代市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

能代市長 鍋 谷 暁

能代市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
能代市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 18 年能代市条例第 176 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日（令和 8 年 9 月 24 日）から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、引用条文を整理しようとするものである。

議案第 5 4 号

能代河畔公園水と階段の広場改修工事の請負契約について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び能代市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年能代市条例第 4 1 号）第 2 条の規定により、次のとおり契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

能代市長 鍋 谷 暁

- 1 工 事 名 能代河畔公園水と階段の広場改修工事
- 2 契 約 金 額 3 6 8 , 2 8 0 , 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 能代市河戸川字北西山 4 8 番地 1
大森・斎藤特定建設工事共同企業体
代表者 大森建設株式会社
代表取締役 大森 三四郎
- 4 工 事 場 所 能代市大町地内
- 5 契 約 の 方 法 条件付一般競争入札

提案理由

能代河畔公園水と階段の広場改修工事の請負契約を締結しようとするものである。

入 札 調 書				
日 時	令 和 8 年 5 月 1 日 午前 1 0 時 0 0 分			
工 事 名 又 は 件 名	能代河畔公園水と階段の広場改修工事			
入 札 者		入 札 回 数		
商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	1 回		
大森・斎藤特定建設工事共同企業体	大森 三四郎	334,800,000	落札	
秀栄・嶋工特定建設工事共同企業体	佐藤 勝	337,000,000		
成田・伊藤特定建設工事共同企業体	成田 圭一郎	辞退		
三熊・石井特定建設工事共同企業体	飯坂 勝英	辞退		
入 札 比 較 価 格	落 札 金 額	落 札 者		
337,160,000 円	334,800,000 円	大森・斎藤特定建設工事共同企業体		
予 定 価 格	契 約 予 定 金 額			
370,876,000 円	368,280,000 円			